資料８－２(９－１)

災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と社団法人北海道トラック協会（以下「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）に必要な一般貨物自動車（以下「事業用自動車」という。）による物資の緊急・救援輸送等に関して、次のとおり協定を締結する。

（事業用自動車の要請等）

第１条　甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、「事業用自動車の供給要請書」（別記第１号様式）により事業用自動車の供給を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（１）災害の状況及び応援を要請する事由
（２）応援を必要とする期間及び輸送区間
（３）輸送品目及び数量
（４）必要とする事業用自動車の車種ごとの数及び人員
（５）物資の積込み場所及び輸送先
（６）その他参考となる事項

２　甲は、前項に掲げる措置の他、物資の輸送管理等を実施する上で、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、「物流専門家派遣要請書」（別記第２号様式）により緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の災害対策本部又は関係市町村等への派遣を要請することができる。

（１）物流専門家の派遣を要請する理由
（２）派遣を要請する人員
（３）派遣期間及び派遣場所
（４）その他

３　乙は、前２項の規定による甲の要請があるときは、特別な理由がない限り、緊急・救援輸送又は物流専門家の派遣を行うものとする。

４　甲は、乙の行う緊急・救援輸送に使用する事業用自動車に対して、緊急車両の指定、その他円滑な輸送に関する必要な措置が講じられるよう努めなければならない。

（緊急・救援輸送の報告手続）

第２条　乙は、緊急・救援輸送を行った場合には、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を「緊急・救援輸送実施報告書」（別記第３号様式）により報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（１）　緊急・救援輸送を行った事業者
（２）　輸送に従事した事業用自動車の車種ごとの数及び登録番号並びに人員
（３）　走行距離
（４）　輸送期間及び輸送区間
（５）　輸送品目及び数量
（６）　物資の積込み場所及び輸送先
（７）　その他

２　乙は、前条第２項の規定による派遣を行った場合には、甲に対して、次に掲げる事項を「物流専門家派遣報告書」（別記第４号様式）により報告するものとする。

（１）　派遣した者の所属及び氏名
（２）　派遣期間及び派遣場所
（３）　その他

（経費の負担等）

第３条　甲が使用した事業用自動車に係る運賃及び料金並びに実費負担額（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料、駐車場使用料等をいう。以下同じ。）は、甲が負担するものとし、災害発生時に所管行政庁に届け出ている運賃及び料金を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

２　第１条第２項の規定による派遣に要した費用に関する甲の負担については、甲乙協議して決定するものとする。

（費用の支払）

第４条　乙は、甲に提出した第２条の報告書により、甲の検査を受けた後、運賃及び料金並びに実費負担額及び派遣に要した費用を請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

（事故等）
第５条　乙の事業用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換して、その供給を継続しなければならない。
２　乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）
第６条　第１条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（災害補償）
第７条　甲は、使用中の事業用自動車の運転者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年12月25日条例第56号）」に定めるところにより、その損害を補償する。ただし、当該運転者が他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、同一の事故については、その給付若しくは補償の限度において損害補償の責を免れる。

（関係市町村との連絡調整）
第８条　本協定に基づく業務の実施にあたり、関係市町村との必要な連絡調整は、原則として、甲が行うものとする。

（情報交換）
第９条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

（協定の有効期間）
第１０条　本協定の有効期間は協定締結日から１年間とし、有効期間満了までに、甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは更新されるものとし、以降同様とする。

（協定の解除、改定）
第１１条　この協定は、甲又は乙のいずれか一方の申し出があったときは、甲乙協議して、協定の解除若しくは一部を改定することができるものとする。

（協議）
第１２条　この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名の上、各１通を保有するものとする。

平成２３年１０月１７日

甲　　北海道

北海道知事　高　橋　はるみ

乙　　社団法人北海道トラック協会

会　　長　杉　本　守　巧

資料８－２(９－１)

（別記第１号様式）

平成　　年　　月　　日

事　業　用　自　動　車　の　供　給　要　請　書

（社）北海道トラック協会
会長　　様

北海道知事

災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定第１条第１項の規定に基づき、次のとおり要請します。

災害の状況及び応援を要請する事由	
応援を必要とする期間及び輸送区間	
輸送品目及び数量	
必要とする事業用自動車の車種ごとの数及び人員	
物資の積込み場所及び輸送先	
その他参考となる事項	
連　　絡　　先	北海道総務部危機対策課　　担当者 電話番号 ファクス メールアドレス

資料８－２(９－１)

（別記第２号様式）

平成　　年　　月　　日

物　流　専　門　家　派　遣　要　請　書

(社)北海道トラック協会
会長　　様

北海道知事

災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定第1条第２項の規定に基づき、次のとおり要請します。

物流専門家の派遣を要請する理由	
派遣を要請する人員	
派遣期間及び派遣場所	
そ　の　他	
連　絡　先	北海道総務部危機対策課　担当者 電話番号 ファクス メールアドレス

資料８－２(９－１)

（別記第３号様式）

平成　　年　　月　　日

緊　急　・　救　援　輸　送　実　施　報　告　書

北海道知事　　様

(社)北海道トラック協会
会長

災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定第２条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

緊急・救援輸送を行った事業者	
輸送に従事した事業用自動車の車種ごとの数及び登録番号並びに人員	
走行距離	
輸送期間及び輸送区間	
輸送品目及び数量	
物資の積込み場所及び輸送先	
そ　の　他	
連　絡　先	(社)北海道トラック協会　　担当者 電話番号 ファクス メールアドレス

資料８－２(９－１)

（別記第４号様式）

平成　　年　　月　　日

物　流　専　門　家　派　遣　報　告　書

北海道知事　　様

(社)北海道トラック協会
会長

災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定第２条第２項の規定に基づき、次のとおり報告します。

派遣した者の所属及び氏名	
派遣期間及び派遣場所	
そ　の　他	
連　絡　先	(社)北海道トラック協会　担当者 電話番号 ファクス メールアドレス

災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定書

北　　海　　道

北海道旅客船協会

災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と北海道旅客船協会（以下「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害、又は武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合並びに、都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）に必要な、船舶による住民等の避難又は人員及び物資等の輸送等（以下「緊急・救援輸送等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（事前協議）

第１条　甲は、乙に緊急・救援輸送等の協力を求めることが想定される場合には、協力の可否及び、必要とする緊急・救援輸送等が、船舶への優先乗船、臨時便の運航又は傭船のいずれの輸送の形態（以下「輸送の形態」という。）によることが適切であるか等を、事前に乙と協議するものとする。

（要請等）

第２条　甲は、乙に対し、住民等の避難のための輸送を要請する際は、次に掲げる事項を明示して、「住民等避難協力要請書」（別記第１号様式）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

（１）災害の状況及び輸送を要請する事由
（２）輸送の期間及び区間
（３）輸送人員及び物資の数量
（４）希望する輸送の形態
（５）その他参考となる事項

２　甲は、乙に対し、人員及び物資の輸送を要請する際は、次に掲げる事項を明示して、「人員及び物資等輸送協力要請書」（別記第２号様式）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

（１）災害の状況及び応援を要請する事由
（２）輸送の期間及び区間
（３）輸送人員及びは物資の数量
（４）自動車輸送の際の車種ごとの数及び積載物資並びに人員
（５）希望する輸送の形態
（６）その他参考となる事項

（緊急・救援輸送等の報告手続）

第３条　運航事業者は、緊急・救援輸送等を行った場合には、速やかに乙を経由して、甲に対し、次に掲げる事項を「緊急・救援輸送実施報告書」（別記第３号様式）により乙と運航事業者連名で報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（１）　輸送に従事した船舶名及び輸送の形態
（２）　輸送期間及び区間
（３）　輸送人員及び物資の数量
（４）　自動車輸送の際の車種ごとの数及び人員
（５）　その他

（経費の負担等）

第４条　甲の要請に基づく輸送に係る運賃は、甲が負担するものとし、災害発生時に所管行政庁に届け出ている運賃を基準として、甲、乙及び運航事業者が協議して決定するものとする。

（費用の支払）
第５条　運航事業者は、甲に提出した第３条の報告書により、甲の確認を受けた後、運賃を請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。
（事故等）
第６条　乙及び運航事業者は、甲の要請に基づく輸送を行っている船舶の運航に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。
（損害の負担）
第７条　第２条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び運航事業者が協議して定めるものとする。
（災害補償）
第８条　甲は、第２条の規定による業務に従事している運航事業者の職員について、その者の責に帰することができない理由により、死亡その他の事故が生じたときは、「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和 38 年 12 月 25 日条例第 56 号）」に定めるところにより、その損害を補償する。ただし、当該職員が他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、同一の事故については、その給付若しくは補償の限度において損害補償の責を免れる。
（関係市町村との連絡調整）
第９条　本協定に基づく業務の実施にあたり、関係市町村との必要な連絡調整は、原則として、甲が行うものとする。
（状況報告）
第 10 条　甲、乙及び運航事業者は、緊急・救援輸送の実施に際して、適宜、相互に状況報告を行うこととする。
（情報交換）
第 11 条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。
（協定の有効期間）
第 12 条　本協定の有効期間は協定締結日から１年間とし、有効期間満了までに、甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは更新されるものとし、以降同様とする。
（協定の解除、改定）
第 13 条　この協定は、甲又は乙のいずれか一方の申し出があったときは、甲乙協議して、協定の解除若しくは一部を改定することができるものとする。
（協議）
第 14 条　この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。
この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名の上、各１通を保有するものとする。
平成２４年３月２７日

甲　北海道
北海道知事　高橋　はるみ

小樽市色内１丁目２番１８号
乙　北海道旅客船協会
会　長　蔦井　孝典

（別記第１号様式）

平成　　年　　月　　日

住　民　等　避　難　協　力　要　請　書

北海道旅客船協会
　会長　　様

北海道知事

　災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定書第２条第１項の規定に基づき、次のとおり要請します。

災害の状況及び応援を要請する事由	
輸送の期間及び区間	
輸送人員及び物資の数量	
希望する輸送の形態	
その他参考となる事項	
連　　絡　　先	北海道総務部危機対策課　　担当者 電話番号 ファクス メールアドレス

（別記第２号様式）

平成　　年　　月　　日

人　員　及　び　物　資　等　輸　送　協　力　要　請　書

北海道旅客船協会
　会長　　様

北海道知事

災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定書第２条第２項の規定に基づき、次のとおり要請します。

災害の状況及び応援を要請する事由	
輸送の期間及び区間	
輸送人員及び物資の数量	
自動車輸送の際の車種ごとの数及び積載物資並びに人員	
希望する輸送の形態	
その他参考となる事項	
連　　絡　　先	北海道総務部危機対策課　　担当者 電話番号 ファクス メールアドレス

（別記第３号様式）

平成　　年　　月　　日

緊　急　・　救　援　輸　送　実　施　報　告　書

北海道知事　　様

北海道旅客船協会
会長

（運航事業者名）
（代表者名）

災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定書第３条の規定に基づき、次のとおり報告します。

輸送に要した船舶名及び輸送の形態	
輸送期間及び区間	
輸送人員及び物資の数量	
自動車輸送の際の車種ごとの数及び人員	
その他参考となる事項	
連　　絡　　先	北海道旅客船協会　　担当者 電話番号 ファクス メールアドレス （運航事業者名）　　担当者 電話番号 ファクス

災害時における輸送車両提供の協力に関する協定書

北海道(以下「甲」という。)と北海道地区レンタカー協会連合会(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条　この協定は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)に定める武力攻撃災害(緊急対処事態における災害を含む。)が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、甲が乙に対して車両(以下「車両」という。)の提供(貸与)(以下「提供」という。)協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条　道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものと見なすものとする。ただし、次条第1項でいう車両提供の協力要請は、道を経由した協力を基本とする。

(協力要請)

第3条　甲は、災害時の応急対応等のための車両を必要とするときは、乙に対して車両提供の協力を要請し、乙は車両を提供するものとする。ただし、災害の状況等により、本協定の実施に制約が生じる場合があるものとする。

2　乙の協力可能な地域は、別表を基本とする。ただし、乙に所属する各地区レンタカー協会において車両の提供が困難となった場合、乙は、道内他地区のレンタカー協会と調整を行うものとする。

(要請方法)

第4条　甲が乙に要請するに当たっては、次に掲げる事項を明示して、「災害時における輸送車両提供の協力要請書」(別記第1号様式)により車両提供を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

(1)要請の事由
(2)協力の期日及び場所
(3)要請する車種及び台数
(4)車両の提供を必要とする場所
(5)使用する部(局)等の担当者の職・氏名等
(6)連絡先の担当者の職・氏名
(7)その他必要な事項

(提供)

第5条　乙は、甲の要請に応じ、前条の提供する車種・台数を速やかに整え、提供するものとする。

2　乙は、要請に基づき、甲の指示する場所(以下「参集場所」という。)へ車両を搬送するものとする。ただし、災害の状況等により、車両の搬送が困難な場合は、乙の会員会社の店頭で提供することとする。

(実績報告)

第6条　乙及び会員会社は、前条の規定により車両の提供を終了した場合には、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を「災害時における輸送車両提供の協力実績報告書」(別記第2号様式)により報告するものとする。

(1)提供した車両及び車両登録番号並びに台数

(2)協力した場所

(3)提供した日数

(4)走行距離

(5)連絡先の担当者の氏名

(6)その他必要な事項

(費用の負担)

第7条　本協定に基づき、乙が実施した車両提供に係る費用については、所轄行政庁に届けている料金を基準とし、30%～50%を割り引いた料金を甲又は提供を受けた市町村(以下「該当市町村」という)がその費用を負担するものとする。

2　乙は、車両の燃料を満タンにして提供し、甲又は当該市町村は車両の燃料を満タンにして返却するものとする。

3　甲又は当該市町村は、乙又は乙の提供した車両に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

4　前項の賠償額は、甲又は当該市町村と乙及び会員会社が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第8条　乙の会員会社は、甲又は当該市町村に提出した第6条の報告書により、甲又は当該市町村の検査を受けた後、車両の提供に係る費用を請求するものとする。

2　甲又は当該市町村は、前項の請求があったときは、その請求について速やかに乙の会員会社に支払うものとする。

(情報交換)

第9条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(通知)

第10条　甲は、災害時等における円滑な輸送の協力が図られるよう、要請の内容等に関して重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

（実施細目）

第11条　この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目で定めるものとする。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、実施細目に定めるもののほか甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第13条　この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とし、有効期間満了までに、甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有する。

平成25年3月25日

甲　北海道
　　北海道知事

　　北海道札幌市白石区東札幌1条1丁目1番8号
乙　北海道地区レンタカー協会連合会
　　会　長

災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と全日本空輸株式会社（以下「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他大規模災害が発生した場合、又は都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）における航空機による緊急輸送業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、甲が行う緊急輸送業務を、災害時等における民間協力の一環として乙の協力を求めて実施し、被災者等の救援活動を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（事前協議）

第２条　甲は、乙に航空機による緊急輸送業務の協力を求めることが想定される場合には、協力の可否及び必要とする輸送の形態に関し、事前に乙と協議するものとする。

（協力要請）

第３条　甲は災害の実情に対して、乙に対し、次条に掲げる業務を要請する際には、日時、場所、用途等を指定した文書、電話等の方法により協力を要請するものとする。

２　甲は、乙に対する前項要請を口頭、電話及び電信で行った場合は、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力の内容）

第４条　本協定により、甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

(1) 離島等から住民等避難のための輸送に関する業務

(2) 被災地の支援要員、救援物資等の輸送に関する業務

(3) その他甲が必要とする航空機による応急対策業務

２　甲は、乙に前項の業務の協力要請を行った場合、次のとおり情報を提供するものとする。

(1) 協力実施地域に関する被災状況及び交通規制等の情報

(2) その他乙が必要とする被災地における救援活動等に関する情報

（業務の実施方法等）

第５条　前条第１項に基づく業務を実施するにあたっての実施の可否、ならびに実施方法等については、甲から提供される情報を踏まえ、災害等の状況に即して甲と協議の上、乙が自ら判断し、甲は乙の判断を尊重するものとする。

（業務報告）

第６条　乙は第４条第１項の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、甲に対しその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがない場合は、口頭、電話及び電信で報告し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（経費の負担等）

第７条　甲の要請に基づく輸送に係る費用は、甲が負担するものとし、災害発生時に所管行政庁に届け出ている料金を基準として、甲と乙が協議して決定するものとする。ただし、災害発生後一定期間、乙が自らの判断で一定の条件のもとに無償等の輸送協力を実施する場合については、これを優先するものとする。

２　前項の費用は、乙が第４条に規定する業務に従事するため、業務開始以前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

（費用の支払）

第８条　乙は、甲に提出した第６条の報告書により、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

（事故等）
第９条　乙は、甲の要請に基づく輸送を行っている航空機の運航に際し、事故等が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。
（損害の負担）
第 10 条　第４条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲と乙が協議して定めるものとする。
（災害補償）
第 11 条　甲は、第４条の規定による業務に従事している乙の職員について、その者の責に帰することができない理由により、死亡その他の事故が生じたときは、「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和 38 年 12 月 25 日条例第 56 号）」に定めるところにより、その損害を補償する。ただし、当該職員が他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、同一の事故については、その給付若しくは補償の限度において損害補償の責を免れる。
（関係市町村との連絡調整）
第 12 条　本協定に基づく業務の実施に当たり、関係市町村との必要な連絡調整は、原則として、甲が行うものとする。
（情報交換）
第 13 条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。
（協定の有効期間）
第 14 条　本協定の有効期間は協定締結日から１年間とし、有効期間満了までに、甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは更新されるものとし、以降同様とする。
（協議）
第 15 条　この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２５年　３月２９日

甲　北海道
北海道知事　高橋　はるみ

東京都港区東新橋１－５－２
乙　全日本空輸株式会社
代表取締役社長　伊東　信一郎

災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と日本航空株式会社、株式会社ジャルエクスプレス、株式会社ジェイエア（以下、当該３会社を「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他大規模災害が発生した場合、又は都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）における航空機による緊急輸送業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、甲が行う緊急輸送業務を、災害時等における民間協力の一環として乙の協力を求めて実施し、被災者等の救援活動を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

２　本協定にいう災害時等には、武力行為、戦争等による災害を含まない。

（事前協議）

第２条　甲は、乙に航空機による緊急輸送業務の協力を求めることが想定される場合には、協力の可否及び必要とする輸送の形態に関し、事前に乙と協議するものとする。

（協力要請）

第３条　甲は災害の実情に対して、乙に対し、次条に掲げる業務を要請する際には、日時、場所、用途等を指定した文書、電話等の方法により協力を要請するものとする。

２　甲は、乙に対する前項要請を口頭、電話及び電信で行った場合は、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力の内容）

第４条　本協定により、甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

(1) 離島等から住民等避難のための輸送に関する業務

(2) 被災地の支援要員、救援物資等の輸送に関する業務

(3) その他甲が必要とする航空機による応急対策業務

２　甲は、乙に前項の業務の協力要請を行った場合、次のとおり情報を提供するものとする。

(1) 協力実施地域に関する被災状況及び交通規制等の情報

(2) その他乙が必要とする被災地における救援活動等に関する情報

（業務の実施方法等）

第５条　前条第１項に基づく業務を実施するにあたっての実施の可否、ならびに実施方法等については、甲から提供される情報を踏まえ、災害等の状況に即して甲と協議の上、乙が自ら判断し、甲は乙の判断を尊重するものとする。

（業務報告）

第６条　乙は第４条第１項の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、甲に対しその状況を報告する。ただし、緊急やむを得ない事情により文書での報告ができない場合は、口頭、電話及び電信で報告し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（経費の負担等）

第７条　甲の要請に基づく輸送に係る費用は、甲が負担するものとし、災害発生時に所管行政庁に届け出ている料金を基準として、甲と乙が協議して決定するものとする。ただし、災害発生後一定期間、乙が自らの判断で一定の条件のもとに無償等の輸送協力を実施する場合については、これを優先するものとする。

２　前項の費用は、乙が第４条に規定する業務に従事するため、業務開始以前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

（費用の支払）

第８条　乙は、甲に提出した第６条の報告書により、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

（事故等）

第９条　乙は、甲の要請に基づく輸送を行っている航空機の運航に際し、事故等が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）
第 10 条　第４条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲と乙が協議して定めるものとする。
（災害補償）
第 11 条　甲は、第４条の規定による業務に従事している乙の職員について、その者の責に帰することができない理由により、死亡その他の事故が生じたときは、「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和 38 年 12 月 25 日条例第 56 号）」に定めるところにより、その損害を補償する。ただし、当該職員が他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、同一の事故については、その給付若しくは補償の限度において損害補償の責を免れる。
（関係市町村との連絡調整）
第 12 条　本協定に基づく業務の実施に当たり、関係市町村との必要な連絡調整は、原則として、甲が行うものとする。
（情報交換）
第 13 条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。
（協定の有効期間）
第 14 条　本協定の有効期間は協定締結日から１年間とし、有効期間満了までに、甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときはさらに１年間更新されるものとし、以降同様とする。
（協議）
第 15 条　この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２５年　３月２９日

甲　北海道
北海道知事　高橋　はるみ

東京都品川区東品川二丁目４番１１号
乙　日本航空株式会社
代表取締役社長　植木　義晴

東京都大田区羽田空港３－３－２
株式会社ジャルエクスプレス
代表取締役社長　豊島　滝三

大阪府池田市空港２－２－５
株式会社ジェイエア
代表取締役社長　山村　毅

災害時等における船舶による輸送等に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と日本内航海運組合総連合会（以下「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合及び都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）に必要な、船舶による物資の輸送等に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、北海道地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（事前協議）

第２条　甲は、乙に船舶による物資の輸送等の協力を求めることが想定される場合には、協力の可否及び、必要とする輸送等が、船舶への優先積載、臨時便の運航又は傭船のいずれの輸送の形態（以下「輸送の形態」という。）によることが適切であるか等を、事前に乙と協議するものとする。

（協力要請）

第３条　甲は、次条の業務を遂行するため乙の協力を得る必要があるときは、次に掲げる事項を明示して、「物資等輸送協力要請書」（別記第１号様式）により協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話等で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

（１）災害の状況及び輸送を要請する事由
（２）輸送の期間及び区間
（３）輸送物資の種類及び数量
（４）自動車輸送の際の車種ごとの数及び積載物資
（５）希望する輸送の形態
（６）輸送の発注者
（７）その他参考となる事項

（協力の内容）

第４条　本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（１）災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
（２）災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
（３）その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第５条　乙は、第３条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙の会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

２　甲は、前条に規定する業務を円滑に進めるため、現場責任者を置くものとし、乙及び乙の会員に通知するものとする。

３　現場における業務の指示は、前項の現場責任者が行うものとし、乙の会員はその指示に従うものとする。

（報告手続）

第６条　乙は、乙の会員が前条の業務を実施した場合には、当該業務を実施した乙の会員をして、速やかに甲に対し、次に掲げる事項を「物資等輸送実施報告書」（別記第２号様式）により報告させるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭、電話等で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（１）　輸送に従事した船舶名及び輸送の形態

（２）　輸送期間及び区間

（３）　輸送物資の種類及び数量

（４）　自動車輸送の際の車種ごとの数及び積載物資

（５）　その他

（経費の負担等）

第７条　甲の要請に基づき、乙の会員が実施した第４条の業務の遂行に係る費用は、甲が負担する。

２　前項の費用は、乙の会員が第４条に規定する業務に従事するため、業務開始以前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

（費用の支払）

第８条　乙の会員は、甲に提出した第６条の報告書により、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

（事故等）

第９条　乙の会員は、甲の要請に基づく輸送を行っている船舶の運航に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第１０条　第３条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び乙の会員が協議して定めるものとする。

（災害補償）

第１１条　甲は、この協定に基づく業務の実施により当該業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年12月25日条例第56号）」に定めるところにより、その損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、同一の事故については、その給付若しくは補償の限度において損害補償の責を免れる。

（状況報告）

第１２条　甲、乙及び乙の会員は、船舶による緊急・救援輸送の実施に際して、適宜、相互に状況報告を行うこととする。

（連絡体制及び情報交換）

第１３条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために連絡体制を確立し、事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

２　連絡責任者は、甲にあっては危機対策課長とし、乙にあっては調査企画部長とする。

（協定の有効期間）

第１４条　本協定の有効期間は協定締結日から１年間とし、有効期間満了までに、甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは更新されるものとし、以降同様とする。

（協定の解除、改定）

第１５条　この協定は、甲又は乙のいずれか一方の申し出があったときは、甲乙協議して、協定の解除若しくは一部を改定することができるものとする。

（協議）

第１６条　この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２５年　９月２７日

甲　北海道
　　北海道知事「

乙　日本内航海運組合総連合会
　　会　　長

(別記第１号様式)

平成　　年　　月　　日

物資等輸送協力要請書

日本内航海運組合総連合会
会長　　様

北海道知事

災害時等における船舶による輸送等に関する協定書第３条の規定に基づき、次のとおり要請します。

災害の状況及び応援を要請する事由	
輸送の期間及び区間	
輸送物資の種類及び数量	
自動車輸送の際の車種ごとの数及び積載物資	
希望する輸送形態	
輸送の発注者	
その他参考となる事項	
連　絡　先	北海道総務部危機対策局危機対策課 担当者 電話番号 ファクス ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

(別記第２号様式)

平成　　年　　月　　日

物資等輸送実施報告書

北海道知事　　様

日本内航海運組合総連合会
会長
(運航事業者名)
(代表者名)

災害時等における船舶による輸送等に関する協定書第６条の規定に基づき、次のとおり報告します。

輸送に従事した船舶名及び輸送の形態	
輸送の期間及び区間	
輸送物資の種類及び数量	
自動車輸送の際の車種ごとの数及び積載物資	
その他参考となる事項	
連　絡　先	日本内航海運組合総連合会 担当者 電話番号 ファクス ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ (運航事業者名) 担当者 電話番号 ファクス ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と株式会社ＡＩＲＤＯ（以下「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他大規模災害が発生した場合、又は都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）における航空機による緊急輸送業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、甲が行う緊急輸送業務を、災害時等における民間協力の一環として乙の協力を求めて実施し、被災者等の救援活動を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（事前協議）

第２条　甲は、乙に航空機による緊急輸送業務の協力を求めることが想定される場合には、協力の可否及び必要とする輸送の形態に関し、事前に乙と協議するものとする。

（協力要請）

第３条　甲は災害の実情に対して、乙に対し、次条に掲げる業務を要請する際には、日時、場所、用途等を指定した文書、電話等の方法により協力を要請するものとする。

２　甲は、乙に対する前項要請を口頭、電話及び電信で行った場合は、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力の内容）

第４条　この協定により、甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

(1) 離島等から住民等避難のための輸送に関する業務

(2) 被災地の支援要員、救援物資等の輸送に関する業務

(3) その他甲が必要とする航空機による応急対策業務

２　甲は、乙に前項の業務の協力要請を行った場合、次のとおり情報を提供するものとする。

(1) 協力実施地域に関する被災状況及び交通規制等の情報

(2) その他乙が必要とする被災地における救援活動等に関する情報

（業務の実施方法等）

第５条　前条第１項に基づく業務を実施するにあたっての実施の可否及び実施方法等については、甲から提供される情報を踏まえ、災害等の状況に即して甲と協議の上、乙が自ら判断し、甲は乙の判断を尊重するものとする。

（業務報告）

第６条　乙は第４条第１項の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、甲に対しその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがない場合は、口頭、電話及び電信で報告し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（経費の負担等）

第７条　甲の要請に基づく輸送に係る費用は、甲が負担するものとし、災害発生時に所管行政庁に届け出ている料金を基準として、甲と乙が協議して決定するものとする。ただし、災害発生後一定期間、乙が自らの判断で一定の条件のもとに無償等の輸送協力を実施する場合については、これを優先するものとする。

２　前項の費用は、乙が第４条に規定する業務に従事するため、業務開始以前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

（費用の支払）

第８条　乙は、甲に提出した第６条の報告書により、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。なお、

支払い方法については甲と乙が協議して定めるものとする。

（運送約款）

第９条　甲の要請に基づく輸送は、この協定の定めによるほか、乙の運送約款が適用されるものとする。

（事故等）

第10条　乙は、甲の要請に基づく輸送を行っている航空機の運航に際し、事故等が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第11条　第４条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（災害補償）

第12条　甲は、第４条の規定による業務に従事している乙の職員について、その者の責に帰することができない理由により、死亡その他の事故が生じたときは、「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年12月25日条例第56号）」に定めるところにより、その損害を補償する。ただし、当該職員が他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、同一の事故については、その給付若しくは補償の限度において損害補償の責を免れる。

（関係市町村等との連絡調整）

第13条　この協定に基づく業務の実施に当たり、関係市町村等との必要な連絡調整は、原則として、甲が行うものとする。

（情報交換）

第14条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

（協定の有効期間）

第15条　この協定の有効期間は協定締結日から１年間とし、有効期間満了までに、甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは更新されるものとし、以降同様とする。

（協議）

第16条　この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名の上、各１通を保有するものとする。

平成２６年１月２９日

甲　北海道
　　北海道知事

乙　北海道札幌市中央区北１条西２丁目９
　　株式会社ＡＩＲＤＯ
　　代表取締役社長

災害時における物資の保管等に関する協定

北海道（以下、「甲」という。）と苫小牧地区倉庫協会（以下、「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）に救援物資の保管及び荷役等（以下、「物資の保管等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、災害時等において甲から乙に対して行う物資の保管等の要請に関して、必要な事項を定める。

（要請）

第２条　甲は、次に掲げる場合は、乙に対し、物資の保管等を協力要請することができるものとする。

（１）　甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき

（２）　北海道内の被災市町村から協力要請があるとき

（３）　北海道外において、災害等が発生し、都道府県間での応援を実施するとき

（４）　その他、甲が必要と認めるとき

２　前項の要請は、乙に対し、文書により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力内容）

第３条　甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

（１）　物資の保管場所や応急対策拠点として、倉庫及び敷地（以下、「倉庫等」という。）の一部提供及び管理・運営

（２）　物資の保管等に関し、必要な作業員の派遣、並びに荷役機械及び資機材等の提供

（３）　必要な物流専門家の道及び被災市町村の災害対策本部等への派遣

（４）　その他、甲が必要と認める業務

（報告）

第４条　乙は、第２条の要請に対し可能な範囲において、できる限り協力するとともに、措置状況について、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第５条　物資の保管等に要した費用（保管料及び荷役料、資機材の使用料等の実費負担額）は、甲が負担する。

２　前項の費用は、災害時等の直近における北海道の事業者が定めている標準的な料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

３　物流専門家の派遣に要した費用に関する甲又は甲に要請した市町村の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

４　乙は、甲が負担する費用を甲に請求する。

５　甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して３０日以内に支払う。

（事故発生時の取扱い）

第６条　事故の発生等により、物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合には、乙は、速やかに他の倉庫等の提供その他の措置により保管を継続するよう努めるものとする。

２　乙は、物資の保管等の実施に際し事故が発生した時は、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

（損害の負担）

第７条　本協定による物資の保管等により生じた損害の負担は、甲、乙が協議して定める。ただし、乙会員事業者の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙会員事業者が負うものとする。

（補償）

第８条　本協定の業務を実施するにあたり、派遣された者の責めに帰することができない理由により、派遣されたものが死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙会員事業者の責任において行うものとする。ただし、乙会員事業者が災害補償をできない場合においては、甲乙誠意をもって協議する。

（関係機関との調整）

第９条　本協定に基づく業務の実施にあたり、市町村や運送事業者等の関係機関との必要な連絡調整業務は、原則として、甲が行うものとする。

（情報提供）

第１０条　甲、乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報をお互いに提供するよう努めるものとする。

（平常時からの体制）

第１１条　この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から次の事項の協力に努めるものとする。

（１）　この協定に関する事務担当者名簿の作成・相互交換を含む連絡体制の構築

（２）　物資の保管場所や応急対策拠点として提供可能な施設情報の共有

（３）　防災に関する情報交換

（４）　地域又は行政機関が行う防災訓練への積極的な参加

（５）　その他、必要と認める事項

（実施細目）

第１２条　この協定の細目を定めるため、別に「災害時における物資の保管等に関する協定実施細目」を定める。

（有効期間）

第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に１年間継続するものとし、以降も同様とする。

（協議事項）

第１４条　この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙が記名の上、各自１通を保有する。

平成２９年７月２４日

甲　北海道
　　北海道知事　　高橋はるみ

乙　苫小牧地区倉庫協会
　　会　　長　　橋本拓実

災害時における物資の保管等に関する協定

北海道（以下、「甲」という。）と小樽倉庫協会（以下、「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）に救援物資の保管及び荷役等（以下、「物資の保管等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、災害時等において甲から乙に対して行う物資の保管等の要請に関して、必要な事項を定める。

（要請）

第２条　甲は、次に掲げる場合は、乙に対し、物資の保管等を協力要請することができるものとする。

（１）　甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき

（２）　北海道内の被災市町村から協力要請があるとき

（３）　北海道外において、災害等が発生し、都道府県間での応援を実施するとき

（４）　その他、甲が必要と認めるとき

２　前項の要請は、乙に対し、文書により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力内容）

第３条　甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

（１）　物資の保管場所や応急対策拠点として、倉庫及び敷地（以下、「倉庫等」という。）の一部提供及び管理・運営

（２）　物資の保管等に関し、必要な作業員の派遣、並びに荷役機械及び資機材等の提供

（３）　必要な物流専門家の道及び被災市町村の災害対策本部等への派遣

（４）　その他、甲が必要と認める業務

（報告）

第４条　乙は、第２条の要請に対し可能な範囲において、できる限り協力するとともに、措置状況について、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第５条　物資の保管等に要した費用（保管料及び荷役料、資機材の使用料等の実費負担額）は、甲が負担する。

２　前項の費用は、災害時等の直近における北海道の事業者が定めている標準的な料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

３　物流専門家の派遣に要した費用に関する甲又は甲に要請した市町村の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

４　乙は、甲が負担する費用を甲に請求する。

５　甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して３０日以内に支払う。

（事故発生時の取扱い）

第６条　事故の発生等により、物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合には、乙は、速やかに他の倉庫等の提供その他の措置により保管を継続するよう努めるものとする。

２　乙は、物資の保管等の実施に際し事故が発生した時は、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

（損害の負担）
第７条　本協定による物資の保管等により生じた損害の負担は、甲、乙が協議して定める。ただし、乙会員事業者の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙会員事業者が負うものとする。

（補償）
第８条　本協定の業務を実施するにあたり、派遣された者の責めに帰することができない理由により、派遣されたものが死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙会員事業者の責任において行うものとする。ただし、乙会員事業者が災害補償をできない場合においては、甲乙誠意をもって協議する。

（関係機関との調整）
第９条　本協定に基づく業務の実施にあたり、市町村や運送事業者等の関係機関との必要な連絡調整業務は、原則として、甲が行うものとする。

（情報提供）
第１０条　甲、乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報をお互いに提供するよう努めるものとする。

（平常時からの体制）
第１１条　この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から次の事項の協力に努めるものとする。
（１）　この協定に関する事務担当者名簿の作成・相互交換を含む連絡体制の構築
（２）　物資の保管場所や応急対策拠点として提供可能な施設情報の共有
（３）　防災に関する情報交換
（４）　地域又は行政機関が行う防災訓練への積極的な参加
（５）　その他、必要と認める事項

（実施細目）
第１２条　この協定の細目を定めるため、別に「災害時における物資の保管等に関する協定実施細目」を定める。

（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に１年間継続するものとし、以降も同様とする。

（協議事項）
第１４条　この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙が押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年３月１９日

甲　北海道
北海道知事　　高橋　はるみ

乙　小樽倉庫協会
会　　長　　鶴谷　征三

災害時における物資の保管等に関する協定

北海道（以下、「甲」という。）と札幌倉庫協会（以下、「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）に救援物資の保管及び荷役等（以下、「物資の保管等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　本協定は、災害時等において甲から乙に対して行う物資の保管等の要請に関して、必要な事項を定める。

（要請）
第２条　甲は、次に掲げる場合は、乙に対し、物資の保管等を協力要請することができるものとする。
（１）　甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき
（２）　北海道内の被災市町村から協力要請があるとき
（３）　北海道外において、災害等が発生し、都道府県間での応援を実施するとき
（４）　その他、甲が必要と認めるとき
２　前項の要請は、乙に対し、文書により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力内容）
第３条　甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。
（１）　物資の保管場所や応急対策拠点として、倉庫及び敷地（以下、「倉庫等」という。）の一部提供及び管理・運営
（２）　物資の保管等に関し、必要な作業員の派遣、並びに荷役機械及び資機材等の提供
（３）　必要な物流専門家の道及び被災市町村の災害対策本部等への派遣
（４）　その他、甲が必要と認める業務

（報告）
第４条　乙は、第２条の要請に対し可能な範囲において、できる限り協力することとし、実施する場合は、物資の保管等の措置状況について、甲に報告するものとする。

（経費の負担）
第５条　物資の保管等に要した費用（保管料及び荷役料、資機材の使用料等の実費負担額）は、甲が負担する。
２　前項の費用は、災害時等の直近における北海道の事業者が定めている標準的な料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
３　物流専門家の派遣に要した費用に関する甲又は甲に要請した市町村の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。
４　乙は、甲が負担する費用を甲に請求する。
５　甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して３０日以内に支払う。

（事故発生時の取扱い）
第６条　事故の発生等により、物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合には、乙は、速やかに他の倉庫等の提供その他の措置により保管を継続するよう可能な範囲において、できる限り努めるものとする。
２　乙は、物資の保管等の実施に際し事故が発生した時は、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

（損害の負担）
第７条　本協定による物資の保管等により生じた損害の負担は、甲、乙が協議して定める。ただし、乙会員事業者の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙会員事業者が負うものとする。

（補償）
第８条　本協定の業務を実施するにあたり、派遣された者の責めに帰することができない理由により、派遣された者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙会員事業者の責任において行うものとする。ただし、乙会員事業者が災害補償をできない場合においては、甲乙誠意をもって協議する。

（関係機関との調整）
第９条　本協定に基づく業務の実施にあたり、市町村や運送事業者等の関係機関との必要な連絡調整業務は、原則として、甲が行うものとする。

（情報提供）
第１０条　甲、乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報をお互いに提供するよう努めるものとする。

（平常時からの体制）
第１１条　この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から次の事項の協力に努めるものとする。
（１）　この協定に関する事務担当者名簿の作成・相互交換を含む連絡体制の構築
（２）　物資の保管場所や応急対策拠点として提供可能な施設情報の共有
（３）　防災に関する情報交換
（４）　地域又は行政機関が行う防災訓練への積極的な参加
（５）　その他、必要と認める事項

（実施細目）
第１２条　この協定の細目を定めるため、別に「災害時における物資の保管等に関する協定実施細目」を定める。

（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に１年間継続するものとし、以降も同様とする。

（協議事項）
第１４条　この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年３月２８日

甲　北海道
北海道知事　　高橋　はるみ

乙　札幌倉庫協会
会　　長　　青山　陽一

災害時における物資の保管等に関する協定

北海道（以下、「甲」という。）と道北倉庫協会（以下、「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）に救援物資の保管及び荷役等（以下、「物資の保管等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　本協定は、災害時等において甲から乙に対して行う物資の保管等の要請に関して、必要な事項を定める。

（要請）
第２条　甲は、次に掲げる場合は、乙に対し、物資の保管等を協力要請することができるものとする。
（１）　甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき
（２）　北海道内の被災市町村から協力要請があるとき
（３）　北海道外において、災害等が発生し、都道府県間での応援を実施するとき
（４）　その他、甲が必要と認めるとき
２　前項の要請は、乙に対し、文書により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力内容）
第３条　甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。
（１）　物資の保管場所や応急対策拠点として、倉庫及び敷地（以下、「倉庫等」という。）の一部提供及び管理・運営
（２）　物資の保管等に関し、必要な作業員の派遣、並びに荷役機械及び資機材等の提供
（３）　必要な物流専門家の道及び被災市町村の災害対策本部等への派遣
（４）　その他、甲が必要と認める業務

（報告）
第４条　乙は、第２条の要請に対し可能な範囲において、できる限り協力するとともに、措置状況について、甲に報告するものとする。

（経費の負担）
第５条　物資の保管等に要した費用（保管料及び荷役料、資機材の使用料等の実費負担額）は、甲が負担する。
２　前項の費用は、災害時等の直近における北海道の事業者が定めている標準的な料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
３　物流専門家の派遣に要した費用に関する甲又は甲に要請した市町村の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。
４　乙は、甲が負担する費用を甲に請求する。
５　甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して３０日以内に支払う。

（事故発生時の取扱い）
第６条　事故の発生等により、物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合には、乙は、速やかに他の倉庫等の提供その他の措置により保管を継続するよう努めるものとする。
２　乙は、物資の保管等の実施に際し事故が発生した時は、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

（損害の負担）
第７条　本協定による物資の保管等により生じた損害の負担は、甲、乙が協議して定める。ただし、乙会員事業者の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙会員事業者が負うものとする。

（補償）
第８条　本協定の業務を実施するにあたり、派遣された者の責めに帰することができない理由により、派遣されたものが死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙会員事業者の責任において行うものとする。ただし、乙会員事業者が災害補償をできない場合においては、甲乙誠意をもって協議する。

（関係機関との調整）
第９条　本協定に基づく業務の実施にあたり、市町村や運送事業者等の関係機関との必要な連絡調整業務は、原則として、甲が行うものとする。

（情報提供）
第１０条　甲、乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報をお互いに提供するよう努めるものとする。

（平常時からの体制）
第１１条　この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から次の事項の協力に努めるものとする。
（１）　この協定に関する事務担当者名簿の作成・相互交換を含む連絡体制の構築
（２）　物資の保管場所や応急対策拠点として提供可能な施設情報の共有
（３）　防災に関する情報交換
（４）　地域又は行政機関が行う防災訓練への積極的な参加
（５）　その他、必要と認める事項

（実施細目）
第１２条　この協定の細目を定めるため、別に「災害時における物資の保管等に関する協定実施細目」を定める。

（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に１年間継続するものとし、以降も同様とする。

（協議事項）
第１４条　この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年３月２８日

甲　北海道
北海道知事　　高橋　はるみ

乙　道北倉庫協会
会　　長　　伊藤　誠吾

災害時における物資の保管等に関する協定

北海道（以下、「甲」という。）と室蘭地区倉庫協会（以下、「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）に救援物資の保管及び荷役等（以下、「物資の保管等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　本協定は、災害時等において甲から乙に対して行う物資の保管等の要請に関して、必要な事項を定める。

（要請）
第２条　甲は、次に掲げる場合は、乙に対し、物資の保管等を協力要請することができるものとする。
（１）　甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき
（２）　北海道内の被災市町村から協力要請があるとき
（３）　北海道外において、災害等が発生し、都道府県間での応援を実施するとき
（４）　その他、甲が必要と認めるとき
２　前項の要請は、乙に対し、文書により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力内容）
第３条　甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。
（１）　物資の保管場所や応急対策拠点として、倉庫及び敷地（以下、「倉庫等」という。）の一部提供及び管理・運営
（２）　物資の保管等に関し、必要な作業員の派遣、並びに荷役機械及び資機材等の提供
（３）　必要な物流専門家の道及び被災市町村の災害対策本部等への派遣
（４）　その他、甲が必要と認める業務

（報告）
第４条　乙は、第２条の要請に対し可能な範囲において、できる限り協力するとともに、措置状況について、甲に報告するものとする。

（経費の負担）
第５条　物資の保管等に要した費用（保管料及び荷役料、資機材の使用料等の実費負担額）は、甲が負担する。
２　前項の費用は、災害時等の直近における北海道の事業者が定めている標準的な料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
３　物流専門家の派遣に要した費用に関する甲又は甲に要請した市町村の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。
４　乙は、甲が負担する費用を甲に請求する。
５　甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して３０日以内に支払う。

（事故発生時の取扱い）
第６条　事故の発生等により、物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合には、乙は、速やかに他の倉庫等の提供その他の措置により保管を継続するよう努めるものとする。
２　乙は、物資の保管等の実施に際し事故が発生した時は、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

（損害の負担）
第７条　本協定による物資の保管等により生じた損害の負担は、甲、乙が協議して定める。ただし、乙会員事業者の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙会員事業者が負うものとする。

（補償）
第８条　本協定の業務を実施するにあたり、派遣された者の責めに帰することができない理由により、派遣されたものが死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙会員事業者の責任において行うものとする。ただし、乙会員事業者が災害補償をできない場合においては、甲乙誠意をもって協議する。

（関係機関との調整）
第９条　本協定に基づく業務の実施にあたり、市町村や運送事業者等の関係機関との必要な連絡調整業務は、原則として、甲が行うものとする。

（情報提供）
第１０条　甲、乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報をお互いに提供するよう努めるものとする。

（平常時からの体制）
第１１条　この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から次の事項の協力に努めるものとする。
（１）　この協定に関する事務担当者名簿の作成・相互交換を含む連絡体制の構築
（２）　物資の保管場所や応急対策拠点として提供可能な施設情報の共有
（３）　防災に関する情報交換
（４）　地域又は行政機関が行う防災訓練への積極的な参加
（５）　その他、必要と認める事項

（実施細目）
第１２条　この協定の細目を定めるため、別に「災害時における物資の保管等に関する協定実施細目」を定める。

（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に１年間継続するものとし、以降も同様とする。

（協議事項）
第１４条　この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年３月２８日

甲　北海道
北海道知事　　高橋　はるみ

乙　室蘭地区倉庫協会
会　　長　　土倉　崇

災害時における港湾荷役の支援等に関する協定

北海道（以下、「甲」という。）と北海道港運協会（以下、「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）に、港湾運送事業法に定める指定港（以下、「港湾」という。）における船舶による物資輸送に伴う港湾荷役作業の支援等（以下、「港湾荷役の支援等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、災害時等において甲から乙に対して行う港湾荷役の支援等の要請に関して、必要な事項を定める。

（要請）

第２条　甲は、次に掲げる事項について必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請することができるものとする。

（１）　甲の区域内において災害等が発生し、甲から港湾における港湾荷役の支援等の協力要請があるとき

（２）　甲の区域外において災害等が発生し、都道府県間での港湾における港湾荷役の支援等の協力要請があるとき

（３）　その他、甲が必要と認めるとき

２　前項の要請は、乙に対し、文書により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力内容）

第３条　甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

（１）　港湾において、道内外から船舶により輸送されてくる物資及び道内外へ船舶により輸送する物資の港湾荷役の支援等

（２）　港湾荷役の支援等に関し、必要な作業員の派遣、並びに荷役機械及び資機材等の提供

（３）　必要な港湾荷役の支援等の専門家の道及び被災市町村の災害対策本部への派遣

（４）　港湾施設の被害状況に係る情報収集及び甲への通報

（５）　その他、甲が必要と認める業務

（報告）

第４条　乙は、第２条の要請に対し可能な範囲において、できる限り協力するとともに、措置状況について、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第５条　港湾荷役の支援等に要した費用は、甲が負担する。

２　前項の費用は、港湾運送事業法による国土交通大臣届出料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

３　港湾荷役の支援等の専門家の派遣に要した費用に関する負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

４　乙は、港湾荷役の支援等の終了後、その費用を甲に請求するものとする。

５　甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して３０日以内に支払う。

（事故発生時の取扱い）

第６条　乙は、港湾荷役の支援等の実施に際し事故等が発生した時、又は、港湾荷役の支援等の継続が困難な事由が発生した場合には、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

（損害の負担）

第７条　本協定による港湾荷役の支援等により生じた損害の負担は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（補償）

第８条　本協定の業務を実施するにあたり、派遣された者の責めに帰することができない理由により、派遣されたものが死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの補償は、「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例(昭和 38 年 12 月 25 日条例第 56 号)」に定めるところにより、その損害を補償する。ただし、他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、同一の事故については、その給付若しくは補償の限度において損害補償の責を免れる。

（関係機関との調整）

第９条　本協定に基づく業務の実施にあたり、市町村や港湾運送事業者等の関係機関との必要な連絡調整業務は、原則として、甲が行うものとする。

（情報提供）

第１０条　甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報をお互いに提供するよう努めるものとする。

（平常時からの体制）

第１１条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から次の事項の協力に努めるものとする。

（１）　この協定に関する事務担当者名簿の作成・相互交換を含む連絡体制の構築

（２）　使用可能な岸壁や荷役機械等の情報の共有

（３）　防災に関する情報交換

（４）　地域又は行政機関が行う防災訓練への積極的な参加

（５）　その他、必要と認める事項

（実施細目）

第１２条　この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、甲乙協議して、別に実施細目を定める。

（有効期間）

第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に１年間継続するものとし、以降も同様とする。

（協議事項）

第１４条　この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年５月２日

甲　北海道
北海道知事　　高　橋　はるみ

乙　小樽市港町４番４号
北海道港運協会
会　　長　　大　田　秀　樹

災害時における港湾荷役の支援等に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　災害時における港湾荷役の支援等に関する協定（以下、「協定」という。）第１２条の規定により、北海道（以下、「甲」という。）と北海道港運協会（以下、「乙」という。）との間において、次のとおり実施細目を定める。

（港湾荷役の支援等に関する要請）

第２条　甲は、協定第２条第２項の規定による要請は、別記様式第１号により行う。ただし、港湾荷役の支援等専門家の道及び被災市町村の災害対策本部等への派遣を要請する場合は、別記様式第２号により行う。

（港湾荷役の支援等に関する報告）

第３条　乙は、協定第２条第１項の規定に基づく要請により、港湾荷役の支援等を行った場合は、別記様式第３号により報告する。ただし、港湾荷役の支援等専門家の派遣を実施した場合は、別記様式第４号により報告する。

（港湾荷役の支援等専門家）

第４条　協定第３条に規定する港湾荷役の支援等専門家とは、次に掲げる災害対策本部港湾荷役の支援等専門家及び港湾荷役の支援等拠点支援専門家をいう。

（１）　災害対策本部港湾荷役の支援等支援専門家とは、港湾の状況・使用可能船舶の情報、港湾荷役作業の調整、時間の調整等、トータルの港湾荷役の支援等システムが構築でき、災害対策本部で調整や助言を行う者をいう。

（２）　港湾荷役の支援等拠点支援専門家とは、港湾荷役の支援等拠点における港湾荷役作業管理、誘導、荷役作業機器の運用等、トータルの拠点システムが構築でき、港湾荷役の支援等拠点で調整や助言を行う者をいう。

（経費の請求）

第５条　協定第５条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す一覧表を添付した請求書により行うものとする。

（事故発生時の取扱い）

第６条　乙は、協定第６条に規定する港湾荷役の支援等の実施に際し発生した事故等の状況を報告する場合は、別記様式第５号により行うものとする。

（協議）

第７条　この実施細目に定めのない事項又は新たに必要となった事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

別記様式第1号

平成　年　月　日

港湾荷役の支援等要請書

第　　号

年　月　日

北海道港運協会会長　様

北海道知事

「災害時における港湾荷役の支援等に関する協定」第2条第2項の規定に基づき、次のとおり港湾荷役の支援等を要請します。

要請理由及び災害状況		
要請期間		
作業の場所	港湾名	
	埠頭・岸壁	
船舶の情報	船名・船種	
	トン数	
	入港・着岸日時	
	運航会社	
	船舶代理店	
	発港／着港	
貨物の種類	品目（荷姿）	
	数量（トン数）	
トラックの情報 搬入／搬出	事業者名	
	台数・車両No.	
連絡先	所属・担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

別記様式第2号

平成　年　月　日

港湾荷役の支援等専門家派遣要請書

第　　号

年　月　日

北海道港運協会会長　様

北海道知事

「災害時における港湾荷役の支援等に関する協定」第2条第2項の規定に基づき、次のとおり専門家の派遣を要請します。

記

1　災害の状況及び応援を必要とする事由

2　港湾荷役の支援等専門家の派遣を必要とする業務

（1）災害対策本部港湾荷役の支援等専門家

派遣場所 （所在地）	派遣期間 （日　数）	業務内容

（2）港湾荷役拠点の支援等専門家

派遣場所 （所在地）	派遣期間 （日　数）	業務内容

（3）その他参考となる事項

別記様式第3号

平成　年　月　日

港湾荷役の支援等実施報告書

第　　号

年　月　日

北海道知事　様

北海道港運協会会長

「災害時における港湾荷役の支援等に関する協定」第4条の規定に基づき、次のとおり港湾荷役の支援等を実施したので報告します。

従事期間		平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日
作業の場所	港湾名	
	埠頭・岸壁	
船舶の情報	船名・船種	
	トン数	
	発港／着港	
貨物の種類	品目（荷姿）	
	数量（トン数）	
作業の内容	作業の種類	
	作業者数	
	使用した荷役機械 資機材等	
連絡先	所属・担当者名	
	電話番号	
	ＦＡＸ番号	
	メールアドレス	

別記様式第4号

平成　　年　　月　　日

港湾荷役の支援等専門家派遣報告書

第　　号

年　　月　　日

北海道知事　様

北海道港運協会会長

「災害時における港湾荷役の支援等に関する協定」第4条の規定に基づき、次のとおり専門家の派遣を実施したので報告します。

記

1　港湾荷役の支援等専門家の派遣を実施して行った業務

（1）災害対策本部港湾荷役の支援等専門家

所　属	氏　名	派遣場所 （所在地）	派遣期間 （日　数）	業務内容

（2）港湾荷役拠点の支援等専門家

所　属	氏　名	派遣場所 （所在地）	派遣期間 （日　数）	業務内容

（3）その他参考となる事項

別記様式第5号

平成　　年　　月　　日

港湾荷役の支援等に関する事故発生等報告書

第　　号

年　　月　　日

北海道知事　様

北海道港運協会会長

「災害時における港湾荷役の支援等に関する協定」第6条の規定に基づき、次のとおり事故状況等を報告します。

記

1　発生した事故等の状況

2　支援した船舶・作業の現状

作業場所 （所在地）	作業期間 （日　数）	事業者名	船舶数	作業従事者数	荷役物資等の種類

（3）その他参考となる事項

災害時における物資の保管等に関する協定

北海道（以下、「甲」という。）と函館倉庫協会（以下、「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）に救援物資の保管及び荷役等（以下、「物資の保管等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、災害時等において甲から乙に対して行う物資の保管等の要請に関して、必要な事項を定める。

（要請）

第２条　甲は、次に掲げる場合は、乙に対し、物資の保管等を協力要請することができるものとする。

（１）　甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき

（２）　北海道内の被災市町村から協力要請があるとき

（３）　北海道外において、災害等が発生し、都道府県間での応援を実施するとき

（４）　その他、甲が必要と認めるとき

２　前項の要請は、乙に対し、文書により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力内容）

第３条　甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

（１）　物資の保管場所や応急対策拠点として、倉庫及び敷地（以下、「倉庫等」という。）の一部提供及び管理・運営

（２）　物資の保管等に関し、必要な作業員の派遣、並びに荷役機械及び資機材等の提供

（３）　必要な物流専門家の道及び被災市町村の災害対策本部等への派遣

（４）　その他、甲が必要と認める業務

（報告）

第４条　乙は、第２条の要請に対し可能な範囲において、できる限り協力するとともに、措置状況について、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第５条　物資の保管等に要した費用（保管料及び荷役料、資機材の使用料等の実費負担額）は、甲が負担する。

２　前項の費用は、災害時等の直近における北海道の事業者が定めている標準的な料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

３　物流専門家の派遣に要した費用に関する甲又は甲に要請した市町村の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

４　乙は、甲が負担する費用を甲に請求する。

５　甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して３０日以内に支払う。

（事故発生時の取扱い）

第６条　事故の発生等により、物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合には、乙は、速やかに他の倉庫等の提供その他の措置により保管を継続するよう努めるものとする。

２　乙は、物資の保管等の実施に際し事故が発生した時は、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

（損害の負担）

第７条　本協定による物資の保管等により生じた損害の負担は、甲、乙が協議して定める。ただし、乙会員事業者の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙会員事業者が負うものとする。

（補償）
第８条　本協定の業務を実施するにあたり、派遣された者の責めに帰することができない理由により、派遣されたものが死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙会員事業者の責任において行うものとする。ただし、乙会員事業者が災害補償をできない場合においては、甲乙誠意をもって協議する。

（関係機関との調整）
第９条　本協定に基づく業務の実施にあたり、市町村や運送事業者等の関係機関との必要な連絡調整業務は、原則として、甲が行うものとする。

（情報提供）
第１０条　甲、乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報をお互いに提供するよう努めるものとする。

（平常時からの体制）
第１１条　この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から次の事項の協力に努めるものとする。
（１）　この協定に関する事務担当者名簿の作成・相互交換を含む連絡体制の構築
（２）　物資の保管場所や応急対策拠点として提供可能な施設情報の共有
（３）　防災に関する情報交換
（４）　地域又は行政機関が行う防災訓練への積極的な参加
（５）　その他、必要と認める事項

（実施細目）
第１２条　この協定の細目を定めるため、別に「災害時における物資の保管等に関する協定実施細目」を定める。

（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に１年間継続するものとし、以降も同様とする。

（協議事項）
第１４条　この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年　５月１０日

甲　北海道
北海道知事　　高橋　はるみ

乙　函館倉庫協会
会　　長　　今城　　祐志

災害時等における緊急輸送等に関する協定

北海道（以下、「甲」という。）と一般社団法人北海道ハイヤー協会（以下、「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）の緊急輸送等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、災害時等において甲が乙に対して行う緊急輸送等の要請に関して、必要な事項を定める。

（協力要請）

第２条　甲は、次に掲げる場合は、乙に対し協力を要請することができるものとする。

（１）　北海道内において災害等が発生したとき、または発生するおそれがあるとき

（２）　北海道外において災害等が発生し、都道府県間での応援を実施するとき

（３）　その他、甲が必要と認めるとき

２　前項の要請は、乙に対し、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（協力要請の対象）

第３条　この協定における協力要請の対象は次に掲げるものとする。

（１）　応急対策等に必要な人員、要配慮者等の輸送業務

（２）　応急対策等に必要な機材、物資の輸送業務

（３）　災害状況及び被害情報の収集・通報

（４）　その他、甲が必要と認めるもの

（協力の実施）

第４条　乙は、第２条の規定による要請を受けた場合は、公共輸送機関としての責務を十分に自覚し、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

（実施報告）

第５条　乙は、甲の要請に基づき、緊急輸送等を実施したときは、速やかに甲に対し書面により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

（経費の負担）

第６条　この協定に基づき、乙が甲の要請により緊急輸送等に要した経費については、甲が負担するものとし、その他については乙の負担とする。

（経費の支払い）

第７条　乙は、本協定に基づく業務の実施後、前条の規定に基づき、甲の負担する経費を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があった場合には、その費用について速やかに支払うものとする。

（事故等）

第８条　乙は、緊急輸送等の実施に際し事故等が発生した時、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

２　乙は、事故等の発生により、緊急輸送等を中断した場合には、速やかに緊急輸送等を継続するよう努めるものとする。

（損害の負担）
第９条　乙は、本協定に基づく業務の実施に際し、乙の責めに帰する理由により、第３者に損害を与えた時は、その賠償の責を負うものとする。

（関係市町村との調整）
第１０条　本協定に基づく業務の実施にあたり、関係市町村との必要な連絡調整業務は、原則として、甲が行うものとする。

（情報提供）
第１１条　乙は、緊急輸送等のほか通常業務中に覚知した災害被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（平常時からの体制）
第１２条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から次の事項の協力に努めるものとする。
（１）　この協定に関する事務担当者名簿の相互交換を含む連絡体制の構築
（２）　防災に関する情報交換
（３）　地域又は行政機関が行う防災訓練への積極的な参加
（４）　その他、必要と認める事項

（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙のいずれかが更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に１年間継続するものとし、以降も同様とする。

（守秘義務）
第１４条　乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協議事項）
第１５条　この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年１２月１８日

甲　北海道
北海道知事　　高　橋　　はるみ

乙　一般社団法人北海道ハイヤー協会
会　　長　　今　井　　一　彦

災害時における物資の保管等に関する協定

北海道（以下、「甲」という。）と道東倉庫協会（以下、「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）に救援物資の保管及び荷役等（以下、「物資の保管等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、災害時等において甲から乙に対して行う物資の保管等の要請に関して、必要な事項を定める。

（要請）

第２条　甲は、次に掲げる場合は、乙に対し、物資の保管等を協力要請することができるものとする。

（１）　甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき

（２）　北海道内の被災市町村から協力要請があるとき

（３）　北海道外において、災害等が発生し、都道府県間での応援を実施するとき

（４）　その他、甲が必要と認めるとき

２　前項の要請は、乙に対し、文書により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力内容）

第３条　甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

（１）　物資の保管場所や応急対策拠点として、倉庫及び敷地（以下、「倉庫等」という。）の一部提供及び管理・運営

（２）　物資の保管等に関し、必要な作業員の派遣、並びに荷役機械及び資機材等の提供

（３）　必要な物流専門家の道及び被災市町村の災害対策本部等への派遣

（４）　その他、甲が必要と認める業務

（報告）

第４条　乙は、第２条の要請に対し可能な範囲において、できる限り協力するとともに、措置状況について、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第５条　物資の保管等に要した費用（保管料及び荷役料、資機材の使用料等の実費負担額）は、甲が負担する。

２　前項の費用は、災害時等の直近における北海道の事業者が定めている標準的な料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

３　物流専門家の派遣に要した費用に関する甲又は甲に要請した市町村の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

４　乙は、甲が負担する費用を甲に請求する。

５　甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して３０日以内に支払う。

（事故発生時の取扱い）

第６条　事故の発生等により、物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合には、乙は、速やかに他の倉庫等の提供その他の措置により保管を継続するよう努めるものとする。

２　乙は、物資の保管等の実施に際し事故が発生した時は、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

（損害の負担）

第７条　本協定による物資の保管等により生じた損害の負担は、甲、乙が協議して定める。ただし、乙会員事業者の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙会員事業者が負うものとする。

（補償）
第８条　本協定の業務を実施するにあたり、派遣された者の責めに帰することができない理由により、派遣されたものが死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙会員事業者の責任において行うものとする。ただし、乙会員事業者が災害補償をできない場合においては、甲乙誠意をもって協議する。

（関係機関との調整）
第９条　本協定に基づく業務の実施にあたり、市町村や運送事業者等の関係機関との必要な連絡調整業務は、原則として、甲が行うものとする。

（情報提供）
第１０条　甲、乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報をお互いに提供するよう努めるものとする。

（平常時からの体制）
第１１条　この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から次の事項の協力に努めるものとする。
（１）　この協定に関する事務担当者名簿の作成・相互交換を含む連絡体制の構築
（２）　物資の保管場所や応急対策拠点として提供可能な施設情報の共有
（３）　防災に関する情報交換
（４）　地域又は行政機関が行う防災訓練への積極的な参加
（５）　その他、必要と認める事項

（実施細目）
第１２条　この協定の細目を定めるため、別に「災害時における物資の保管等に関する協定実施細目」を定める。

（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に１年間継続するものとし、以降も同様とする。

（協議事項）
第１４条　この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３１年　３月２９日

甲　北海道
北海道知事　　高橋　はるみ

乙　道東倉庫協会
会　　長　　坂野　奨

災害時における物資の保管等に関する協定

北海道（以下、「甲」という。）と北見地区倉庫協会（以下、「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）に救援物資の保管及び荷役等（以下、「物資の保管等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、災害時等において甲から乙に対して行う物資の保管等の要請に関して、必要な事項を定める。

（要請）

第２条　甲は、次に掲げる場合は、乙に対し、物資の保管等を協力要請することができるものとする。

（１）　甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき

（２）　北海道内の被災市町村から協力要請があるとき

（３）　北海道外において、災害等が発生し、都道府県間での応援を実施するとき

（４）　その他、甲が必要と認めるとき

２　前項の要請は、乙に対し、文書により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力内容）

第３条　甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

（１）　物資の保管場所や応急対策拠点として、倉庫及び敷地（以下、「倉庫等」という。）の一部提供及び管理・運営

（２）　物資の保管等に関し、必要な作業員の派遣、並びに荷役機械及び資機材等の提供

（３）　必要な物流専門家の道及び被災市町村の災害対策本部等への派遣

（４）　その他、甲が必要と認める業務

（報告）

第４条　乙は、第２条の要請に対し可能な範囲において、できる限り協力するとともに、措置状況について、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第５条　物資の保管等に要した費用（保管料及び荷役料、資機材の使用料等の実費負担額）は、甲が負担する。

２　前項の費用は、災害時等の直近における北海道の事業者が定めている標準的な料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

３　物流専門家の派遣に要した費用に関する甲又は甲に要請した市町村の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

４　乙は、甲が負担する費用を甲に請求する。

５　甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して３０日以内に支払う。

（事故発生時の取扱い）

第６条　事故の発生等により、物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合には、乙は、速やかに他の倉庫等の提供その他の措置により保管を継続するよう努めるものとする。

２　乙は、物資の保管等の実施に際し事故が発生した時は、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

（損害の負担）

第７条　本協定による物資の保管等により生じた損害の負担は、甲、乙が協議して定める。ただし、乙会員事業者の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙会員事業者が負うものとする。

（補償）
第８条　本協定の業務を実施するにあたり、派遣された者の責めに帰することができない理由により、派遣されたものが死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙会員事業者の責任において行うものとする。ただし、乙会員事業者が災害補償をできない場合においては、甲乙誠意をもって協議する。

（関係機関との調整）
第９条　本協定に基づく業務の実施にあたり、市町村や運送事業者等の関係機関との必要な連絡調整業務は、原則として、甲が行うものとする。

（情報提供）
第１０条　甲、乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報をお互いに提供するよう努めるものとする。

（平常時からの体制）
第１１条　この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から次の事項の協力に努めるものとする。
（１）　この協定に関する事務担当者名簿の作成・相互交換を含む連絡体制の構築
（２）　物資の保管場所や応急対策拠点として提供可能な施設情報の共有
（３）　防災に関する情報交換
（４）　地域又は行政機関が行う防災訓練への積極的な参加
（５）　その他、必要と認める事項

（実施細目）
第１２条　この協定の細目を定めるため、別に「災害時における物資の保管等に関する協定実施細目」を定める。

（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に１年間継続するものとし、以降も同様とする。

（協議事項）
第１４条　この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３１年　３月２９日

甲　北海道
北海道知事　　高橋　はるみ

乙　北見地区倉庫協会
会　　長　　大谷　知直

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）、北海道三菱自動車販売株式会社、北央三菱自動車販売株式会社、函館中央三菱自動車販売株式会社、南北海道三菱自動車販売株式会社、室蘭ダイヤモータース株式会社、帯広三菱自動車販売株式会社、十勝三菱自動車販売株式会社、北北海道三菱自動車販売株式会社、稚内三菱自動車販売株式会社、釧路三菱自動車販売株式会社及び北見三菱自動車販売株式会社（以上の 11 者を以下「乙」という。）並びに三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、北海道内において地震、風水害その他の大規模災害等の発生した場合に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く道民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第２条　乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

⑴　電気自動車

⑵　プラグインハイブリッド車

⑶　上記以外の給電機能付き車両

⑷　前３号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第３条　甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（前条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合（北海道内の市町村から要請があった場合を含む。）は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

２　前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式１号）により要請するものとする。

３　乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

４　丙は、第２項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第４条　乙は、前条第２項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

２　乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式２号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第５条　電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡しの日から起算して１週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲、乙及び丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第６条　乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第７条　貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）は、甲が負担するものとする。

２　前項以外の費用は、乙又は丙が負担するものとする。

（補償）

第８条　貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

⑴　事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

⑵　自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（保険について）

第９条　乙は、電動車両等の貸与に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

２　前項に規定する保険の適用に要する費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受

けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第 10 条　甲、乙及び丙は、この協定に基づく費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。なお、費用の算出に当たっては、発災直前における適正な価格を基礎とするものとする。

（使用上の留意事項）

第 11 条　甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

⑴　乙又は丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用すること。

⑵　原則として、北海道内で使用すること。

⑶　故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第 13 条第 3 項の規定により、乙に速やかに連絡すること。

（連絡責任者）

第 12 条　甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式 3 ）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

（電動車両等の情報提供）

第 13 条　乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2　甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3　甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

（平時の取組）

第 14 条　甲、乙及び丙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から次の事項の協力に努めるものとする。

(1)　防災に関する情報交換

(2)　電動車両等の災害時における有用性の周知

(3)　地域又は行政機関が行う防災訓練への積極的な参加

(4)　その他、必要と認める事項

2　前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

（協議）

第 15 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及

び丙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第 16 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の２月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に１年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 13 通作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　北海道札幌市中央区北３条西６丁目
北海道
北海道知事　鈴木　直道

乙　北海道札幌市中央区南 10 条西 10 丁目１番 15 号
北海道三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長　村脇　学

北海道千歳市上長都 963 番地の４
北央三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長　高慶　康博

北海道函館市石川町１５番地１
函館中央三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長　小笠原　正吾

北海道苫小牧市有明町１丁目８番 14 号
南北海道三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長　栗橋　和幸

北海道室蘭市日の出町３丁目４番 62 号
室蘭ダイヤモータース株式会社
代表取締役社長　小熊　啓司

北海道帯広市大通南二十三丁目 11 番地
帯広三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長　鈴木　修士

北海道帯広市西 16 条北１丁目 21 番５
十勝三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長　鈴木　享

北海道旭川市永山３条 14 丁目１番６号
北北海道三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長　村脇　学

北海道稚内市大黒５丁目５番 22 号
稚内三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長　泉　正栄

北海道釧路市堀川町５番 45 号
釧路三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長　鈴木　勢將

北海道北見市本町５丁目 10 番 25 号
北見三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長　村井　彰

丙　東京都港区芝浦三丁目１番２１号
三菱自動車工業株式会社
取締役　代表執行役 CEO　加藤　隆雄

災害時における物資の保管等に関する協定

北海道（以下、「甲」という。）と帯広地区倉庫協会（以下、「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）に救援物資の保管及び荷役等（以下、「物資の保管等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、災害時等において甲から乙に対して行う物資の保管等の要請に関して、必要な事項を定める。

（要請）

第２条　甲は、次に掲げる場合は、乙に対し、物資の保管等を協力要請することができるものとする。

（１）　甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき

（２）　北海道内の被災市町村から協力要請があるとき

（３）　北海道外において、災害等が発生し、都道府県間での応援を実施するとき

（４）　その他、甲が必要と認めるとき

２　前項の要請は、乙に対し、文書により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力内容）

第３条　甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

（１）　物資の保管場所や応急対策拠点として、倉庫及び敷地（以下、「倉庫等」という。）の一部提供及び管理・運営

（２）　物資の保管等に関し、必要な作業員の派遣、並びに荷役機械及び資機材等の提供

（３）　必要な物流専門家の道及び被災市町村の災害対策本部等への派遣

（４）　その他、甲が必要と認める業務

（報告）

第４条　乙は、第２条の要請に対し可能な範囲において、できる限り協力するとともに、措置状況について、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第５条　物資の保管等に要した費用（保管料及び荷役料、資機材の使用料等の実費負担額）は、甲が負担する。

２　前項の費用は、災害時等の直近における北海道の事業者が定めている標準的な料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

３　物流専門家の派遣に要した費用に関する甲又は甲に要請した市町村の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

４　乙は、甲が負担する費用を甲に請求する。

５　甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して３０日以内に支払う。

（事故発生時の取扱い）

第６条　事故の発生等により、物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合には、乙は、速やかに他の倉庫等の提供その他の措置により保管を継続するよう努めるものとする。

２　乙は、物資の保管等の実施に際し事故が発生した時は、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

（損害の負担）

第７条　本協定による物資の保管等により生じた損害の負担は、甲、乙が協議して定める。ただし、乙会員事業者の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙会員事業者が負うものとする。

（補償）
第８条　本協定の業務を実施するにあたり、派遣された者の責めに帰することができない理由により、派遣されたものが死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙会員事業者の責任において行うものとする。ただし、乙会員事業者が災害補償をできない場合においては、甲乙誠意をもって協議する。

（関係機関との調整）
第９条　本協定に基づく業務の実施にあたり、市町村や運送事業者等の関係機関との必要な連絡調整業務は、原則として、甲が行うものとする。

（情報提供）
第１０条　甲、乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報をお互いに提供するよう努めるものとする。

（平常時からの体制）
第１１条　この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から次の事項の協力に努めるものとする。
（１）　この協定に関する事務担当者名簿の作成・相互交換を含む連絡体制の構築
（２）　物資の保管場所や応急対策拠点として提供可能な施設情報の共有
（３）　防災に関する情報交換
（４）　地域又は行政機関が行う防災訓練への積極的な参加
（５）　その他、必要と認める事項

（実施細目）
第１２条　この協定の細目を定めるため、別に「災害時における物資の保管等に関する協定実施細目」を定める。

（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に１年間継続するものとし、以降も同様とする。

（協議事項）
第１４条　この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和 5 年 1 月 10 日

甲　北海道
北海道知事　　鈴木　直道

乙　帯広地区倉庫協会
会　　長　　今城　祐志